

差がつく! 土地持ち 相続 特別編

法人成り地主が注目する 「不動産M&A」とは

会社所有の不動産を譲渡する手段の一つとして注目されている「不動産M&A」。そのメリットについて、不動産の時価評価・財産評価を数多く手掛けるフジ総合グループ大阪事務所所長・住江悠氏に話を聞きました。

— 不動産M&Aとは?

住江 不動産M&Aとは、広義には事業内容を問わず不動産を所有する会社のM&A（合併・買収）を指しますが、ここでは特に、不動産を所有して不動産賃貸業のみを行う会社のM&Aについてお話しします。本誌読者にも資産管理会社を設立して賃貸経営をしていらっしゃる方は多いと思いますが、そういった会社と考えてください。

そのオーナーである方が何らかの事情で会社所有の不動産を処分したいと考えたとき、通常は不動産現物を売却することが多数です。一方、不動産M&Aでは、会社の株式（経営権）を売却する形で、不動産ごと譲渡することが可能となります。

なお、不動産M&Aで所有権が移転するのはあくまで株式ですが、買主に不動産取得税や登録免許税はかかりません。また、要件を満たせば、株式の取得価額の一部を損金算入できる税制特例が使える等、買主側にもメリットがあります。国はM&Aを推進する立場にあり、その点でも買主探索の可能性を秘めているといえます。

— 不動産M&Aを行いたい場合、どうすれば?

住江 M&Aの橋渡しをする仲介会社またはアドバイザリー会社に依頼するのが一般的です。それの中でも取引対象企業の業種や事業分野ごとに専門化が進んでおり、不動産M&Aはやはり不動産に強い仲介会社・アドバイザリー会社に依頼すべきと考えます。

M&Aでは経営を引き継ぐにあたり、買主が財務・税務・労務等あらゆる面で対象企業の詳細な調査（デューデリジェンス）を行う

一方、不動産M&Aの場合、株式の譲渡益に対して株主に所得税と合算しない申告分離課税であり、税率は約20%ですので、税負担はかなりやすいといえます。

第二に、買主の幅が広がる点が現物売却よりも手残り金額が大きくなりやすい点が挙げられます。会社所有不動産を現物売却し、後に会社を清算する流れを考えます。まず、売却した不動産の譲渡益に対して約35%の法人税等が課されます。次に、その他資産の換金・債務の弁済等をした後、会社に残余財産があればみなしが課されます。配当所得は総合課税（他の対象所得と合算して課税される）で累進税率（最高税率55%、住民税含）が適用されますので、配当金額や他の所得との関係で負担が大きくなりがちです。



フジ相続税理士法人／
株式会社フジ総合鑑定
大阪事務所所長 不動産鑑定士

住江 悠氏

2013年、フジ総合グループ大阪事務所の設立とともに所長に就任。関西のみならず四国、中国、九州、沖縄からの相談にも対応し、幅広い視野と的確なアドバイスで遠方のお客様からも厚い信頼をいただきます。相続・不動産に関するセミナーも各地にて多数講演。



■不動産M&Aとは

ここでは、不動産を所有して不動産賃貸業のみを行う会社（資産管理会社）のM&Aを「不動産M&A」とし、その手法は株式譲渡によるものを想定しています。

■不動産M&Aと不動産売却の手残り金額の差の例

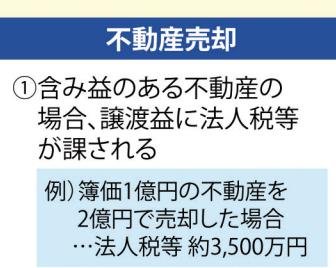


* 簡略化のため、会社資産は不動産のみ、負債なし・株式の取得原価は1,000万円としています。税額は代表的な税目のみで計算しています。

不動産M&A(株式売却)

- ①会社株式の譲渡益に所得税（譲渡所得として申告分離課税）等が課される
例) 株式2億円の場合
…所得税等 約3,860万円

手残り金額※
…約1億6,140万円



- ①含み益のある不動産の場合、譲渡益に法人税等が課される
例) 簿価1億円の不動産を2億円で売却した場合
…法人税等 約3,500万円
- ②その後に会社を解散し残余財産を株主に分配すると、その配当所得に所得税（総合課税）等が課される
例) 残余財産1.65億円の配当を1人が受けた場合
…所得税等 約7,050万円

手残り金額
…約9,450万円

※株式売却時、不動産の含み益に対する法人税相当額の値引きを行う場合もあります。

一方、不動産M&Aの場合は、買主に不動産取得税や登録免許税はかかりません。また、要件を満たせば、株式の取得価額の一部を損金算入できる税制特例が使えます。買主側にもメリットがあります。国はM&Aを推進する立場にあり、その点でも買主探索の可能性を秘めているといえます。

お気軽にお問い合わせください

不動産M&Aのお問い合わせは
こちらのフォームからご連絡ください。



フジ相続税理士法人 株式会社フジ総合鑑定 [フジ総合グループ]

大阪府大阪市淀川区宮原3-5-36
新大阪トラストタワー14階

0120-39-3704

メール▶soudan@fuji-sogo.com
ホームページ▶https://fuji-sogo.com

[問い合わせができる項目] 資料請求・無料相談・見積もり 資料請求・無料相談・見積もりの仕方は7ページをご覧ください。
同梱のパンフレットもあわせてご覧ください。